

# 令和6年度首都圏等大都市圏における観光プロモーション業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

令和6年度首都圏等大都市圏における観光プロモーション業務

## 2 業務の目的

前回の伊勢神宮式年遷宮の平成25(2013)年以降、首都圏から三重県への宿泊来訪者数は、年々減少傾向にあります。このような状況の中、令和6(2024)年には熊野古道世界遺産登録が20周年を迎えるとともに、令和7(2025)年には大阪・関西万博が開催され、さらには令和8(2026)年にお木曳行事等の次期式年遷宮に向けた諸行事が始まるなど、今後数年間にかけて県内外で大規模なイベントが続きます。これらの大規模イベントの際には、国内外から多くの人々がこの地域を訪れることが見込まれ、三重県の観光誘客にとっても非常に大きなチャンスとなります。

そこで、三重県の認知をさらに高め、本県が観光地として今後も選ばれ続けるためには、これらの好機を見据え、三重の強みを生かした観光プロモーションを戦略的に展開し、さらなる誘客につなげていくことが必要です。特に、国内外の人や情報が集中する首都圏等の大都市圏において、情報発信を強化していく必要があります。

以上をふまえ、本業務では、首都圏等の大都市圏において、三重県の認知向上を図り、誘客へとつなげることを目的として、ターゲットへのリーチや情報の拡散といった点で、費用対効果の高いSNS等のデジタルツールの活用を中心とした観光プロモーションを展開します。

## 3 委託業務の概要

### (1) 委託業務の実施期間

契約の日から令和7年3月21日(金)

### (2) 委託業務の主な内容

ア 令和6年度のプロモーション戦略(年間PRカレンダーを含む。)及び予算配分の立案

イ デジタルプロモーションの実施

(ア) SNSを活用した情報発信

(イ) WEB広告を活用した情報発信

(ウ) 「観光三重」を活用した情報発信

ウ 交通広告の掲出に係る業務

(ア) クリエイティブの掲出・変更

(イ) 広告効果の検証

エ 「ツーリズム EXPO ジャパン 2024」出展に係る業務

(ア) 子出展者との連絡・調整

(イ) 三重県ブースの企画・設営等

- (ウ) 三重県ブースの運営・管理
- オ テレビを活用した情報発信
- カ その他プロモーションの実施（自由提案）

#### 4 ターゲット、実施場所及びコンセプト

##### (1) ターゲット

所得が高く（個人年収 1,000 万円以上）、旅行等に十分な時間を使うことが可能であり、旅行先等では自ら積極的に SNS で発信する傾向がある、活動的な 30～50 代

##### (2) 実施場所

ターゲットに対して効果的に訴求が可能な大都市圏（首都圏中心）

##### (3) コンセプト

三重県の「上質な」観光コンテンツの訴求

##### (4) めざす姿

本プロモーションの結果、ターゲットから口コミが自然に広がり、首都圏を中心に三重県のイメージが浸透していくこと

#### 5 委託業務の内容

首都圏等の大都市圏において、三重県の認知向上を図り、誘客につなげることを目的として、観光プロモーションを実施し、その効果を検証することとします。

なお、各プロモーションの企画については、企画提案コンペでの提案をもとに、みえ観光の産業化推進委員会（以下「当委員会」という。）と協議したうえで、最終的に決定することとします。

##### (1) 令和 6 年度のプロモーション戦略（年間 PR カレンダーを含む。）及び予算配分の立案

今年度に展開するプロモーションの戦略（年間 PR カレンダーを含む。）及び予算配分を立案することとします。

##### (2) デジタルプロモーションの実施

プロモーションのリーチや情報の拡散といった点で、費用対効果の高いデジタルツールを活用した観光プロモーションを実施することとします。

###### (ア) SNS を活用した情報発信

- ・ SNS を活用し、年間を通じた効果的な情報発信を企画立案し、実施すること
- ・ 多くの人へのリーチが見込めるよう、フォロワー数や視聴回数等が多いインフルエンサーを起用すること
- ・ 起用するインフルエンサーの中に、必ず YouTuber を含めること

###### (イ) WEB 広告を活用した情報発信

- ・ 三重県観光連盟の公式サイト「観光三重」の認知及び同サイトへの誘因を目的として、YouTube で 6 秒バンパー広告を出稿すること
- ・ バンパー広告のクリエイティブは、当委員会が提供することとします。

###### (ウ) 「観光三重」を活用した情報発信

- ・ プロモーションのリーチ対象者を「観光三重」へと誘引するための施策

を立案し、実施すること

- ・ 首都圏プロモーション用の特設サイト「極上の休息を。三重県」(※)の更新等の管理を行うこと(特設サイトを「観光三重」のレポート記事欄にリンク固定するための費用の支払いを含む。)

(※)「極上の休息を。三重県」

<https://www.kankomie.or.jp/special/gokujoumie/>

### (3) 交通広告掲出に係る業務

首都圏等の鉄道主要駅に交通広告を掲出するにあたり、必要な以下の業務を行うこととします。

#### (ア) クリエイティブの掲出・変更

- ・ クリエイティブは、当委員会が指定する媒体に掲出することとし、契約期間内に3回程度意匠変更すること(計4回程度のクリエイティブ掲出)
- ・ 掲出するクリエイティブのデータは、当委員会から提供することとし、掲出にあたっては、必要に応じて、リサイズ等の修正を行うこと
- ・ 指定する媒体は、以下のサインボードです(3駅、計5枠)。なお、当該媒体は、当委員会が別途確保することとします(予定)。

#### 【JR 東京駅】

①場 所：北行線 第2ホーム

サイズ：H3,000 mm×W8,000 mm (見寸)

照 明：間接照明

期 間：令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

②場 所：北行線 第2ホーム

サイズ：H3,000 mm×W8,000 mm (見寸)

照 明：間接照明

期 間：令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

#### 【JR 新宿駅】

③場 所：アルプス広場

サイズ：H995 mm×W1,480 mm (見寸)

照 明：内照式

期 間：令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

④場 所：アルプス広場

サイズ：H956 mm×W1,440 mm (見寸)

照 明：内照式

期 間：令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

#### 【阪急大阪梅田駅】

⑤場 所：百貨店前コンコースA通路

サイズ：H1,120 mm×W2,245 mm (見寸)

照 明：内照式

期 間：令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

#### (イ) 広告効果の検証

- ・ 8月末時点での広告掲出効果を検証するため、インターネット等による調査を実施することとし、その結果を分析のうえ、9月中に報告すること
- ・ クリエイティブの取付・撤去等に係る費用は、当該委託費の中から支出することとし、媒体管理会社との連絡・調整等を含め、クリエイティブの

掲出に伴う一切の業務を行うこと

#### (4) 「ツーリズム EXPO ジャパン 2024」出展に係る業務

三重県内の市町やDMO等にプロモーション機会を提供することを目的として、令和6年9月26日(木)から29日(日)にかけて東京ビッグサイトで開催される「ツーリズム EXPO ジャパン 2023」に当委員会が三重県ブースを出展するにあたり、必要な以下の業務を行うこととします。

なお、出展の申込みは、当委員会が行うこととします(出展料も当委員会が負担)。

##### (ア) 子出展者との連絡・調整

- ・ 当委員会が確保している出展ブース内で出展する団体(以下「子出展者」という。)との連絡・調整を行うこと
- ・ 子出展者については、5団体程度を予定

##### (イ) 三重県ブースの企画・設営等

- ・ 三重県ブース全体に係る外観やレイアウト、その他必要な物を企画・制作し、ブースを設営すること(出展期間終了後のブース撤去を含む。)
- ・ 子出展者の展示物については、子出展者が独自の費用で制作します。
- ・ 出展スペースとして、6スペース 54㎡(1スペース W3m×D3m)程度を当委員会で確保する予定です。
- ・ 倉庫やスタッフルーム用に、レンタルルーム1部屋(W3m×D3m×H2.7m)を当委員会で確保する予定です。

##### (ウ) 三重県ブースの運営・管理

- ・ 当日、三重県ブースの全体運営・管理を行うこと
- ・ 子出展者の展示物に係る来場者への説明や、展示物の管理等については、子出展者が独自の人員で対応します。

#### (5) テレビを活用した情報発信

キー局テレビ番組での三重県取り上げプロモーションを実施すること

#### (6) その他プロモーションの実施(自由提案)

上記(1)～(5)以外で、三重県の認知向上及び誘客促進に効果的なプロモーションを自由に企画立案し、実施すること

※ 例えば、あえて外国人旅行者をターゲットとすることによって、戦略的に日本人旅行者の誘客につなげるといった企画など、大胆に提案いただいても構いません。

## 6 報告書及び成果物の提出

### (1) 納品物

委託業務実績報告書(紙媒体1部及び電子データ)

### (2) 納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局(三重県観光部観光誘客推進課内)

### (3) 納入期限

令和7年3月21日(金)

## 7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
  - ウ 当委員会に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当委員会と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 9 その他

- (1) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- (2) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、当委員会の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (3) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって当委員会に譲渡されるものとします。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとします。
- (4) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、当委員会の検査後に支払うものとします。
- (5) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに当委員会に報告し、当委員会の指示に従ってください。
- (6) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければなりません。
- (7) 当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- (8) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応してください。

- (9) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従ってください。
- (10) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当委員会と協議して実施するものとします。